

歴史的風土保存区域指定に係る大津市民等への周知方法等（案）

1. 市民等への周知等のあり方について

古都法及び関係政令等において、歴史的風土保存区域の指定に当たって、市民等への周知等は定められていない。

他方、行政への市民参画、地方分権及び情報公開等の観点から、同区域の指定に当たっては、市民への周知や、その意見等を把握することが必要。

運用として市民等への周知及び意見募集を行う。

【参考】

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）

（歴史的風土保存区域の指定）

第四条 国土交通大臣は、関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を歴史的風土保存区域として指定することができる。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

2 国土交通大臣は、歴史的風土保存区域の指定をするときは、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

3 前二項の規定は、歴史的風土保存区域の変更について準用する。

2. 市民等への周知の方法等（案）

歴史的風土保存区域の指定（案）の縦覧

- ・ 縦覧期間：12月5日（金）～同月19日（金）
- ・ 縦覧場所：大津市内（滋賀県都市計画課、大津市都市景観室、市役所支所）

説明会の開催

- ・ 日 時：平成 16 年 1 月 14 日（水） 午後
- ・ 大津市役所内大会議室

意見の募集

- ・ 意見の受付（滋賀県、大津市）
- ・ 期間：12月5日（金）～12月26日（金）
- ・ 大津市ホームページ（ご意見募集）

周知方法

- ・ 広報誌「広報おおつ」（12 / 1 号）に掲載
- ・ 上記広報誌は、大津市内全戸に配布される。